

第28回大仙市農業委員会総会議事録

1 日時 令和7年8月8日（金） 午前10時～午前10時43分

2 場所 神岡農村環境改善センター

3 委員定数 24名

4 出席委員（20名）

1番 鈴木 正雄	4番 佐藤 学	5番 信田 浩則	7番 斎藤 正宏
8番 伊藤 悟	9番 玉井 慎太郎	10番 小笠原 喜悦	11番 長澤 信徳
12番 高川 吉昭	13番 伊藤 又工門	14番 高橋 勝範	15番 佐藤 敏光
16番 桜田 友子	17番 渡邊 敏雄	18番 泉 芳博	19番 竹原 まゆみ
21番 鈴木 靖浩	22番 茂木 靖雄	23番 田村 誠市	24番 細谷 精悦

5 欠席委員（4名）

2番 佐藤 洋悦 3番 佐藤 吉男 6番 本間 隆喜 20番 小松 伸一

6 出席した農地利用最適化推進委員（無し）

7 出席した職員

参 与	事務局	事務局長	藤原 千鶴
		主 幹	渡邊 高広
		主 幹	黒澤 美咲
		主 査	加藤 卓志
		主 事	小笠原 一志
大曲分室		主 任	伊藤 圭吾
西仙北分室		主 幹	茂木 美世子
中仙分室		主 幹	藤川 美由紀
協和分室		主 査	戸島 廣憲
南外分室		主 事	本間 晃一
仙北分室	特定事務員	伊藤 久子	

太田分室　　主　　幹　　倉田　康弘

8 議事録署名委員

16番 桜田 友子 17番 渡邊 敏雄

事務局長	<p>おはようございます。委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しいところ、総会にご出席いただき誠にありがとうございます。連日、猛暑日と水不足のニュースが続き、熱中症アラートが鳴り続けておりましたが、今週5日からようやく雨が降ってきました。災害にならない程度で各地の水源が回復することを願っています。</p> <p>本日、欠席の届け出が、2番、佐藤洋悦委員、3番、佐藤吉男委員、6番、本間隆喜委員、20番、小松伸一委員から出ております。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから第28回大仙市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午前10時 開会)</p> <p>会長からご挨拶を頂戴いたします。</p>
細谷精悦会長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。会議に先立ち出席委員数をご報告させていただきます。ただいまの出席者は20名となっております。会議規則第9条の規定による定足数に達しており、本総会は成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>次に、前回7月9日の総会から本日までの主な業務報告を申し上げます。お手元に配付しております、第28回総会までの業務報告書をご覧願います。</p> <p>7月9日に第27回農業委員会総会を、委員21名の出席をいただき、ここ神岡農村環境改善センターにおいて開催しております。</p> <p>7月14日に令和7年度農業者年金加入推進特別研修会が秋田市ホテルメトロポリタン秋田において開催され、佐藤敏光委員と事務局が出席しております。</p> <p>7月18日に令和7年度第1回農業委員会役員会を大曲プラザたつみにて開催し、委員10名の出席をいただきました。案件といたしましては、11月1日に開催される秋田県農業委員会大会に提案する大仙市政策案の検討と、次期改選に関連した女性委員の登用について、その他2案件についてご協議いただきました。協議結果につきましては下段に記載しておりますのでご確認ください。</p> <p>7月22日に第1回広報専門委員会を神岡庁舎1階会議室において開催し、委員7名の出席をいただき、10月1日発行の農業委員会だより第29号の掲載内容についてご協議いただいております。</p> <p>7月30日に令和7年度市町村農業委員会地区別研修会が横手市民会館において開催され、委員16名、推進委員20名の出席をいただいております。</p> <p>その他の業務につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。以上で、主な業務報告といたします。</p> <p>それでは、大仙市農業委員会会議規則により、会議の進行は会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>本日の会議を開会します。</p> <p>はじめに、議事録署名委員を決めたいと思いますが、当席より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	異議なしと認め、16番、桜田友子委員、17番、渡邊敏雄委員の両名を議事録署名委員に指名いたします。
議長	議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。
事務局長	議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める

令和7年8月8日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局の説明を求めます。

参与

申請理由につきまして、強化法利用権設定の期間満了を機に農地法第3条で契約するものです。なお、賃貸借料が低く設定されておりますが、借受人が耕作してくれるだけありがたいとの意向によるものです。

参 与

申請理由としまして、○○さんは夫から農地を相続しましたが県外在住であり、今後管理していくことも難しいため手放して行きたいと、○○さんの亡夫の叔父である○○さんに贈与の相談をし、○○さんがこれに応じてくれたものです。

参 与

申請理由としまして、当該地は共有地で、○○さんは、持分2分の1を父から相続しました。○○さんは居住地の地区外の農地であることから、共有地のもう一人の所有者で、現在耕作している○○さんに、自身の持分の贈与の相談をし、○○さんがこれに応じてくれたものです。今回の贈与により、2人の共有から、○○さんの単独所有となります。

参 与

申請理由といたしまして、当該地は〇〇さん宅の裏にあり、兼業のため経営縮小を希望する〇〇さんが〇〇さんへ相談をし、両者が合意したものです。当該地は元々〇〇〇〇平方メートルの土地でありましたが〇〇〇〇平方メートルと、〇〇〇平方メートルに分筆し、その際の費用を〇〇さんが負担したことにより無償となっております。

事務局長

議案第1号につきましては、ただいま説明いたしました5件のほかに有償所有権移転2件、無償所有権移転1件、賃貸借権設定の新規1件、使用貸借権設定の新規5件、更新3件がございます。15ページ、16ページの農地法第3条の調査書をご覧ください。農地法第3条第2項各号には該当しない旨記載したもので結果許可要件を満たしていると考えております。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。
(なしの声)

議長

質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

議長 次に、議案第2号の農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局長 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について
農地法第4条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

令和7年8月8日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長 事務局の説明を求めます。

申請理由につきまして、申請人は父が代表の建築会社に勤めていますが、会社の資材置場が不足してきたことから、会社から近い距離にある申請地に資材置場の造成を計画したものです。このあと農地法第5条で説明する農地と一体として利用するものです。なお、申請地は元々、無地番の法定外水路でしたが、○○さんが大仙市より払下げを受け有地番の農地となつたため農地法第4条の申請をするものです。

許可基準における立地基準につきまして、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地になることから、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により、この資材置場は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

申請理由につきまして、申請人はアパート経営を営むため申請地に共同住宅の建築を計画したものです。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法による用途地域であることから第3種農地に分類されるため、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長 事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件1番についてお願ひします。

伊藤悟委員 今、事務局の伊藤さんが言ったとおり先月29日に現地を確認して参りました。ここは内小友でたつた1つ信号がある所です。内小友小学校、保育園、公民館から駐在所、旧農協まであって内小友のへその部分ですけれど、何ら問題はないと確認してきましたのでご審議よろしくお願ひします。

議 長 案件2番についてお願いします。

17番、渡邊敏雄委員 渡邊敏雄です。先般24日に事務局と現地確認して参りました。資料をご覧になってわ

かるとおり、旧国道そして新しくできた飯田線の中間辺りにありますけども、すでに周りが全部宅地化になっています。○○さんはお母ちゃんが頑張って畠やっておりましたが、年齢的にやれなくなってきたので転用を考えたと伺ってきました。事務局の説明のとおり何ら問題が無いように思いますので、よろしくご審議お願いします。

現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議長 質疑無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第3号の農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について
農地法第5条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求める。

令和7年8月8日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長 事務局の説明を求めます。

許可基準における立地基準につきまして、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一团の農地になることから、第1種農地に分類されます。第1種農地は原則許可できませんが、農地法施行規則第33条第4号により、この資材置場は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

申請理由につきまして、借受団体は、隣接地にある大曲の花火出品業者宿泊施設の宿泊者のニーズに応じるため申請地に新たな駐車場の造成を計画したものです。設定期間は40年です。賃借料は年額〇〇〇〇〇〇円、1平方メートル当たりに割り返しますと〇〇〇円になります。

許可基準における立地基準につきまして、申請地は都市計画法による用途地域であることか

ら第3種農地に分類されるため、許可要件を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

参 与

申請理由といたしまして、〇〇さんの子、〇さんは転勤を機に両親と同居しておりますが、手狭であることから、自宅隣の申請地に住宅の建築を計画したものです。

許可基準における立地基準につきまして、当該地は農振農用地区域外であり、南側にため池、東側は林、北側に市道があり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地です。これらの理由から当該地は、甲種や第1種、第3種に該当しない第2種農地に分類されます。第2種農地は、非農地や第3種農地で代わりになる土地がない場合には、許可できることとなっています。第1種農地の許可基準である農地法施行規則第33条第4号により、この住宅は日常生活上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、立地基準を満たしているものと判断いたしました。また、一般基準につきましても、添付書類等を勘案した結果、許可要件を満たしているものと判断いたしました。

議長

事務局からの説明が終わりました。これより現地調査されました委員から補足説明をお願いいたします。案件1番についてお願いします。

伊藤悟委員

はい。先ほどの4条の続きになりますけれども、貸付人の違いにより、こちらは5条です。先般29日に事務局の伊藤さんと現地を見て参りました。何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長

案件2番についてお願ひします。

高川吉昭委員

12番、高川です。先月の23日に事務方と一緒に確認して参りました。この平面図のとおり、周りがこういう状況ですので、これから農用地として保全するにはとても無理な状態な所でございます。排水についても、それなりの対策をしているようございましたので、何ら問題が無いと思います。よろしくご審議お願いいたします。

議長

案件3番についてお願ひします。

佐藤学委昌

4番、佐藤です。7月10日に担当職員の茂木さんと現地調査してきました。先ほどの説明のとおり何ら問題のないことを確認してきましたので、よろしくご審議お願いします。

事務局長

現地調査大変ありがとうございました。それでは、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑無いようですので、これより採決いたします。

本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(贊成者舉手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり許可することに決定しました。

参 与

参与

申出理由として、今般、新たな借受人となる○○○○さんは、当該地周辺で農地の集積を進めており、当該地についても耕作を希望したため前の耕作者である法人と協議の上、権利移転を受けることになったものです。

参 与

申出理由といたしまして、○○さんは今年の5月に新規法人を立ち上げたため、個人で借りていた農地を法人に移転するものです。新規法人の集積予定筆数および集積予定面積につきましては、5.9ページ新規法人集積面積等一覧をご覧願います。

参 与

事務局長

その他の案件についてご説明させていただきます。議案第4号につきましては、ただいまご説明いたしました16件のほかに、所有権移転2件、賃貸借権設定の新規31件及び再設定1件、使用貸借権設定の新規1件がございます。今回の所有権移転における田の売買価格の内容

につきましては、10アール当たり〇〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円と幅がございます。これは、各地域のほ場の条件及び契約者双方の意向及び実情を踏まえた妥当な契約金額と推察しております。次に、賃貸借権設定における田の賃借料の内容でありますか、説明案件を除き、10アール当たり〇〇〇〇円から〇〇〇〇〇円と幅がございます。これについても、ほ場等の条件や契約者双方の意向もあり、妥当な契約金額と推察しております。いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号に該当するものと考えておりますので、よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます

議長

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議長

無いようですので、これより採決いたします。
本案件について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議長

全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議長

次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

事務局長

報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和7年8月8日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議長

事務局より報告願います。

参与

議案書の60ページから61ページをご覧ください。記載の13法人からの報告がありました。順に読み上げるところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。ご了承ください。詳細につきましては、62ページから107ページをご覧ください。
結果、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。

議長

以上報告といたします。

議長

これで本日の日程は全て終了しました。その他、事務局から何かございませんか。

その他

- (1) 農林水産省「今後の米の生産意向に関するアンケート調査」
- (2) 秋田県農業会議農政推進連盟へのご寄附のお願い

議長

委員の方々から何かありませんか。

無いようですので、以上をもちまして、第28回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦労様でした。

(午前10時43分 閉会)

会議規則第31条第2項の規定により、ここに署名する。

令和7年8月8日

会長 細谷 精悦

委員 桜田 友子

委員 渡邊 敏雄